平成２１年（フ）第８４８１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番36―805号
債務者　鮫島　秀男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４８２号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番36―805号
債務者　鮫島　鶴江
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６３８号
大阪市東成区大今里１丁目20番19号
債務者　水山登美子こと　谷　登美子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２１号
大阪府豊中市蛍池南町２丁目11番５号
債務者　阪本　広美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３４号
大阪市淀川区西宮原３丁目１番19―1003号
債務者　岩本　美菜
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０３１号
大阪市天王寺区上汐４丁目１番23号　ライフイン上汐302号
債務者　中谷　順子（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４８号
大阪府泉南市樽井３丁目14番28号、前住所大阪府泉南市新家4442番地の24
債務者　若葉　貞三
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６０号
大阪府和泉市上町437番地の１―201
債務者　大谷　　満
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９７５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地67棟103号
債務者　井川　静江
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０００号
大阪府貝塚市木積2037番地の13
債務者　上本こと　桐田実千代
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１００６号
大阪府泉佐野市俵屋257番地の１―601
債務者　喜谷村麻衣（旧姓雑賀）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０１０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目15番32号オリエンス忠岡Ⅱ番館103
債務者　前村　和広
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０１１号
大阪府和泉市阪本町373番地の３
債務者　イーワークスこと　倉田　省一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０１３号
大阪府岸和田市上町30―30、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町２丁目30番５―902号
債務者　長谷部和彦
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０３０号
大阪府岸和田市荒木町２丁目７番24―102号
債務者　星山　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０３４号
大阪府泉南郡熊取町七山２丁目５番15号
債務者　仲川ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０３５号
大阪府泉南市信達牧野294番地の１ＡＳＡＢＡマンション401号
債務者　萬谷美佐雄
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０３９号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目１番11号エストレラボアール７―303、前住所大阪府泉佐野市南中安松1470番地の６
債務者　エムエッチ工房こと　日根野谷貢
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係